

Press Release



2017年7月3日
株 Pony Canyon

ポニーキャニオン「働き方改革」に本格着手

ポニーキャニオンは、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた「働き方改革」施策の第2弾を実行することとなりました。昨年12月にスタートした新しい労働時間管理の施策・第1弾に続き、「労働時間の柔軟性を高める」ことが主な目的です。昨今のトレンドでもありますイベント業務の増加などによる超過労働時間の削減を実現いたします。

2017年7月1日開始「働き方改革」第2弾の主な施策

- 完全フレックス制:コアタイムの全面撤廃。1か月の総労働時間を勤務時間とする
- 半休上限の撤廃:年間10回までの制限を撤廃し、有休の範囲内で無制限に取得可
- 子の看護休暇および介護休業休暇の制度変更:育児介護休業法の改正に伴う社内規則の改正(4月から改正済)
- 22時社内業務終了:社内業務は22時に終了。将来は全館消灯を実現

なお、2016年12月からスタートしている主な施策・第1弾は下記の通りです。

- 振替休日取得奨励:土日祝日出勤の場合は平日を休日扱いとする制度
- 長期休暇取得奨励「プラス5 休暇」:個人ごとに連続5日の有給休暇の取得奨励
- 部署別有給取得奨励日の設定:業務内容、相手先に合わせて部署ごとに有給奨励日を設定

第1弾の制度開始後、有休がとりづらい大きな原因であった「周囲の雰囲気」も変化し、「有給休暇が取りやすくなった」という声も社員からは多くあがる様になりました。また、部署別の有休奨励日も浸透しており、高い実行率で推移しています。

7月1日にスタートする新たな第2弾の施策には社員からの要望により実現された項目も含まれ、総務人事 Div.主催による6/30に開催した社内説明会には約80名超の社員が参加し、社内の関心の高さが窺えました。

ポニーキャニオンは今後も、さらなる「働き方改革」を推進いたします。

【お問い合わせ】株 Pony Canyon 総務人事 Div. TEL:03-5521-8080